

議会のつぎ

上島町議会

平成19年 第2回臨時議会

平成19年上島町議会第2回臨時議会が4月18日に招集され、次の議案が審議されました。

専決処分

●上島町税条例の一部を改正する条例

●上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する法律（平成19年法律第4号）が平成19年3月30日に公布されたことにより、条例を改正する必要があるが、議会を招集する暇がなかったので専決処分したものである。

— 承認 —

条例議案

■上島町学校教育問題審議会条例の一部を改正する条例

学校教育の諸問題について検討し、学校教育の充実に資するため、関係条例を整備したものである。

— 原案可決 —

その他議案

■財産処分について

岩城船越地区臨海土地造成地を埋立の目的に基づき、輸送用機械器具製造業用地として利用するにあたり、上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次の土地を売却するもの。

- ・所在地 上島町岩城6017番地2
- ・地目 雑種地
- ・地積 9229平方メートル

- ・売買目的 輸送用機械器具製造業用地
- ・売却方法 随意契約
- ・契約相手 イワキテック(株)
- ・売却価格 3億7164,3万円

— 可決 —



社会保険事務所からのお知らせ

年金相談の時間延長と休日相談のご案内

愛媛県内の社会保険事務所では、下記のとおり、年金相談時間の延長及び休日における年金相談を実施しています。

平日や昼間に相談できない方は、是非ご利用ください。

■毎週月曜日、時間延長して年金相談

毎週月曜日は、午後7時まで時間延長して、年金相談を実施しています。

（注）月曜日が祝日の場合は、火曜日又は直後の開庁日となります。

■休日開庁による年金相談

毎月第2土曜日は、社会保険事務所を開庁して、年金相談を実施しています。

平日に来訪できない方は「休日開庁による年金相談」を是非ご利用ください。

○相談時間：午前8時30分～午後5時15分

○受付時間：午前8時30分～午後4時30分

【問合せ先】

今治社会保険事務所

TEL 0898-32-6141

退職された方は、国民年金の「種別変更」の届出が必要です

国民年金の加入者は、職業などの違いに応じて、第1号被保険者・第2号被保険者・第3号被保険者の3つの「種別」に区分されています。これまで厚生年金に加入されていた方は、第2号被保険者でしたが、退職にともない被保険者の「種別」が変わりますので国民年金の種別変更届が必要です。

退職したら、すぐに種別変更の手続きをしてください。

- 第1号被保険者 自営業・農林漁業・学生・無職等の方
- 第2号被保険者 サラリーマンなど厚生年金・共済組合に加入している方
- 第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者の方

退職して自営業や無職（求職中）になった方は、第1号被保険者になります。また、扶養している配偶者がいる場合は、配偶者も第3号被保険者から、第1号被保険者になります。

第1号被保険者の方は、月額14,100円（平成19年度）の国民年金保険料納付が必要です。

口座振替による保険料納付が大変便利です。

・所得の減少や失業等によって保険料の納付が困難な場合は、「国民年金保険料免除制度」「若年者（30歳未満）納付猶予制度」をご利用ください。（一定の基準があります。）

・申請の手続きは、今治社会保険事務所または、町の国民年金の窓口で行えます。なお、年金手帳・印鑑が必要です。（失業の場合は「雇用保険受給資格者証」又は「離職票」の写しが必要です。）